

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化推進体制の強化

弘前市では、商工観光部商工労政課と都市整備部都市計画課が中心となって中心市街地活性化の推進を行っていますが、平成20年度から、基本計画の実効性を高めるため、商工労政課において1名増員し専門担当職員を2名としています。

(2) 弘前市中心市街地活性化基本計画策定会議の設置

弘前市中心市街地活性化基本計画策定にあたって、計画策定作業の円滑な推進を図るとともに、今後、基本計画に登載した事業の実効性を確保するため、平成19年4月26日に庁内組織を設置しました。計画策定時には目標・事業等の検討を重点的に行ってききましたが、基本計画認定後は各事業の進捗管理と計画全体のフォローアップ等を行う組織として機能させることとしています。

また、同会議の下部組織として、作業部会である「中心市街地活性化プロジェクトチーム」を設置し、事務レベルにおいても連携した円滑な作業が進められるような体制としています。

●弘前市中心市街地活性化基本計画策定会議の構成員

会議における役職	職名
委員長	副市長
副委員長	商工観光部長
〃	都市整備部長
委員	関係7部長 (企画、総務、市民環境、健康福祉、農林、建設、教育)

●開催経過

【第1回】 平成19年5月11日開催

- ①弘前市中心市街地活性化基本計画策定方針について
- ②これまでの中心市街地におけるまちづくりの状況について

【第2回】 平成19年12月27日開催

- ①これまでの会議等の開催状況について
- ②中心市街地活性化基本計画（内閣府ヒアリング資料）について
- ③内閣府からの指摘事項と対応について
- ④今後のスケジュールについて

【第3回】 平成20年3月18日開催

- ①弘前市中心市街地活性化基本計画（素案）について
- ②今後のスケジュールについて

●中心市街地活性化プロジェクトチームの構成員

会議における役職	職名
リーダー	商工観光部商工労政課 課長
副リーダー	都市整備部都市計画課 課長
委員	関係11課の課長補佐級職員 (企画、情報政策、農政、商工労政、観光物産、公園緑地、土木、建築住宅、都市計画、区画整理、文化財保護)

●開催経過

【第1回】 平成19年5月15日開催

- ①弘前市中心市街地活性化基本計画策定方針について
- ②今後の作業内容及びスケジュールについて

【第2回】 平成19年5月29日開催

- ①中心市街地における関連事業計画について
- ②地域自立・活性化総合支援制度について
- ③中心市街地活性化に係る意見等について

【第3回】 平成19年7月5日開催

- ①中心市街地活性化基本計画（叩き台）について
- ②中心市街地活性化プロジェクト事業について
- ③地域自立・活性化総合支援プロジェクト案について

【第4回】 平成19年7月30日開催

- ①中心市街地活性化基本計画（叩き台）について
- ②中心市街地活性化プロジェクト事業について

【第5回】 平成19年12月7日開催

- ①これまでの経過について
- ②中心市街地活性化基本計画（内閣府ヒアリング資料）について
- ③内閣府からの指摘事項と対応について
- ④今後のスケジュールについて

(3) 中心市街地活性化基本計画アドバイザー会議の設置

弘前市中心市街地活性化基本計画の策定にあたって、有識者等から計画の基本的な方向等について助言を求めるために設置しました。委員は、「まちなか居住」、「インフラ整備」、「情報関連」、「公共交通」、「商業」、「観光」、「コミュニティ活動」などの分野の有識者で構成し、庁内組織で検討した基本的な方向性や各種事業内容等について、各分野の専門的見地から助言を受けています。

●中心市街地活性化基本計画アドバイザー会議の構成員

役 職	分 野	職 名
座 長	まちづくり全般	青森県中南地域県民局 局長
委 員	まちなか居住	国立大学法人弘前大学教育学部 教授
〃	インフラ整備	元 青森県職員
〃	情報関連	青森公立大学経済経営学部 教授
〃	公共交通	国立大学法人弘前大学人文学部 准教授
〃	商 業	民間企業 代表取締役
〃	観 光	旅行会社 代表取締役社長
〃	コミュニティ活動	NPO団体 代表

●開催経過

【第1回】 平成19年7月9日開催

- ①中心市街地活性化基本計画策定方針について
- ②中心市街地の活性化に関する基本的な方針（叩き台）について
- ③意見交換

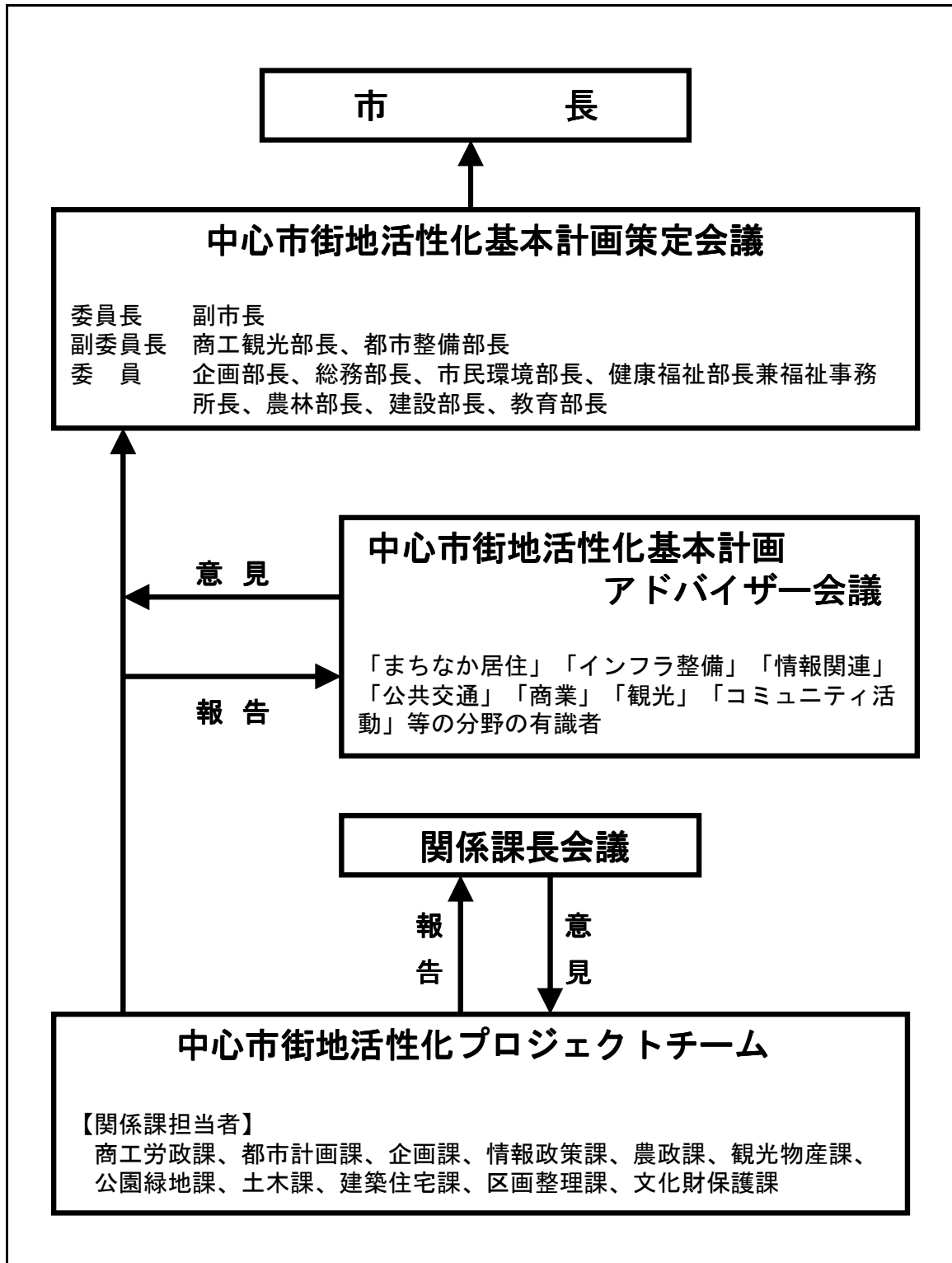
【第2回】 平成19年8月8日開催

- ①中心市街地の位置及び区域について
- ②中心市街地活性化の目標について

【第3回】 平成19年12月25日開催

- ①これまでの会議等の開催状況について
- ②これまでのアドバイザー会議における議論のまとめと対応について
- ③中心市街地活性化基本計画（内閣府ヒアリング資料）について
- ④内閣府からの指摘事項と対応について
- ⑤今後のスケジュールについて

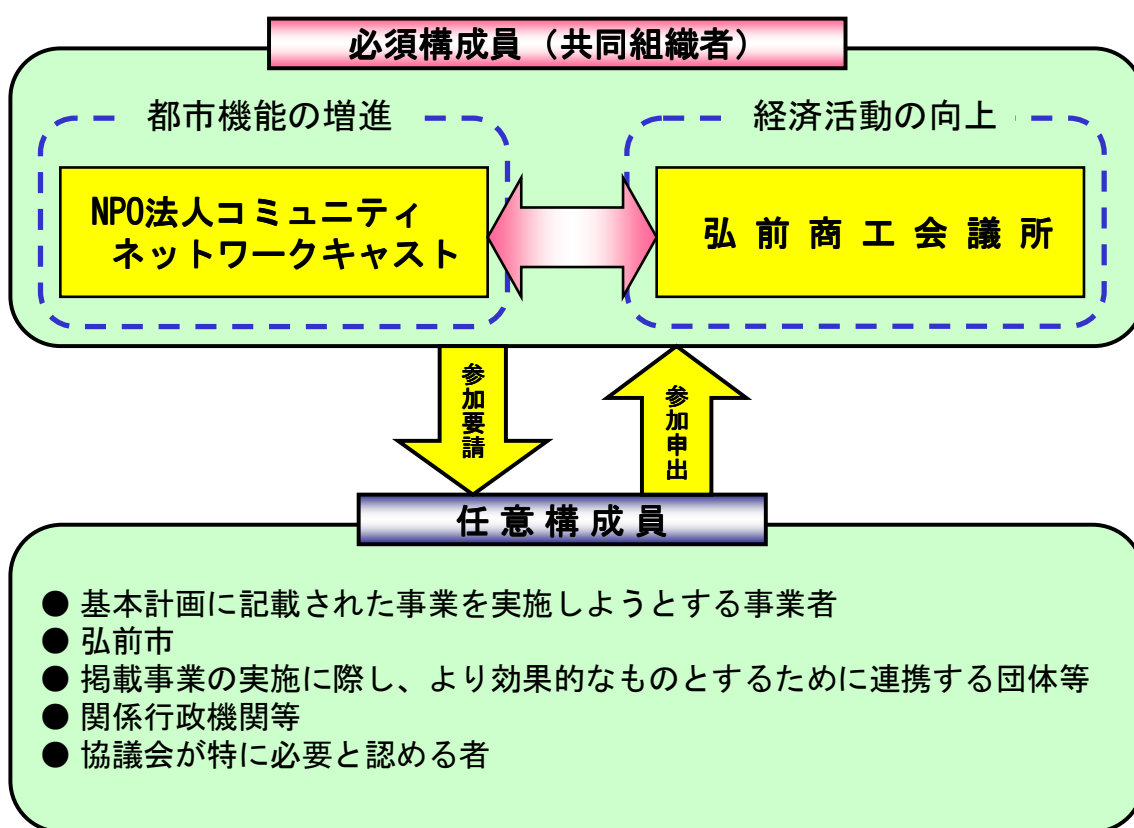
市の推進体制図



[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

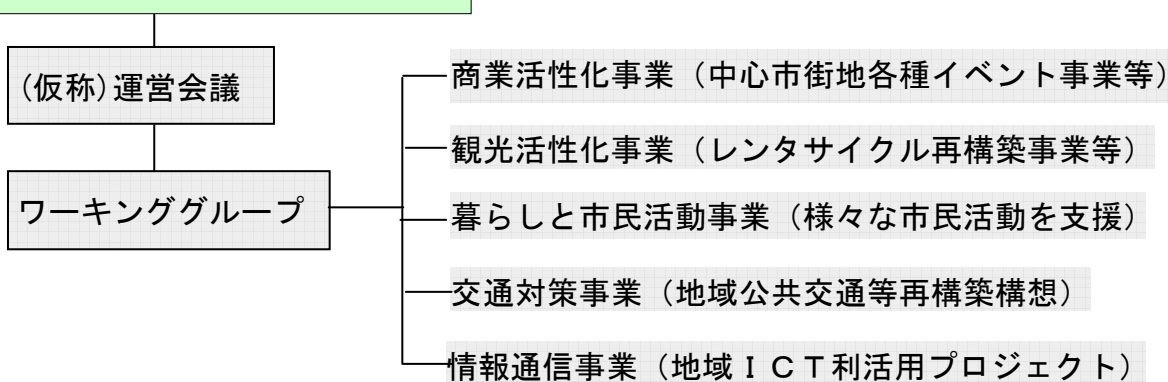
平成20年1月17日に開催された弘前市中心市街地活性化協議会準備会において、「経済活力の向上の柱」となる者として弘前商工会議所、「都市機能の増進の柱」となる者については、「NPO法人コミュニティネットワークキャスト」（中心市街地整備推進機構に指定）が選出されました。そして、これらの必須構成員に加えて、弘前市をはじめ、基本計画に掲載された事業を実施しようとする事業者や、掲載事業の実施に際し、より効果的なものとするために連携する団体等を任意構成員として、平成20年1月30日に弘前市中心市街地活性化協議会が設立されました。

なお、事務局は弘前商工会議所が担い、協議会の設立趣意及び規約、活動状況等についてはホームページ（アドレス <http://www.hcci.or.jp>）にて公表しています。



今後の事業推進体制

弘前市中心市街地活性化協議会



●中心市街地活性化協議会委員及びオブザーバー

役 職	所 属	根拠法令
会 長	弘前商工会議所 会頭	法第15条第1項第2号
副会長	NPO法人コミュニティネットワークキャスト 理事長	法第15条第1項第1号
副会長	NPOふれ～ふれ～ファミリー 代表	法第15条第4項第1号 及び第2号
会計監事	弘前駅前商店街振興組合 理事長	
会計監事	NPO法人弘前こどもコミュニティ・ぴーぷる 代表理事	
委 員	弘前商工会議所 副会頭	法第15条第1項第2号
委 員	弘前商工会議所 地域開発委員会委員長	
委 員	弘前商工会議所 青年部会長	
委 員	NPO法人コミュニティネットワークキャスト 副理事	法第15条第1項第1号
委 員	NPO法人コミュニティネットワークキャスト 理事	
委 員	NPO法人コミュニティネットワークキャスト 理事	
委 員	弘前市 商工観光部 商工労政課長	法第15条第4項第3号
委 員	弘前市 都市整備部 都市計画課長	
委 員	弘前市大町商店街振興組合 理事長	法第15条第4項第1号 及び第2号
委 員	弘前上土手町商店街振興組合 理事長	
委 員	弘前中土手町商店街振興組合 理事長	
委 員	弘前下土手町商店街振興組合 理事長	
委 員	百石町振興会 会長	
委 員	弘南バス株式会社 取締役乗合部長	
委 員	弘南鉄道株式会社 常務取締役	
委 員	株式会社アップルコミュニケーションズ 取締役営業部長	
委 員	弘前中央食品協同組合 理事長	
委 員	津軽弘前屋台村協議会 事務局員	
委 員	社団法人弘前観光コンベンション協会 専務理事	
委 員	国立大学法人弘前大学 学術情報部 渉外調整役	
委 員	NPO法人harappa 理事長	
委 員	NPO法人スポネット弘前 理事長	
委 員	ギャラリーネットワークひろさき 代表	
委 員	社団法人弘前青年会議所 理事長	
委 員	弘果弘前中央青果株式会社 代表取締役社長	

オブザーバー	経済産業省東北経済産業局 産業部 商業・流通サービス産業課長
オブザーバー	青森県 商工労働部 経営支援課長
オブザーバー	青森県 中南地域県民局長
オブザーバー	(独)中小企業基盤整備機構 東北支部 地域振興部地域振興課長
オブザーバー	(独)都市再生機構 東日本支社 都市再生業務部リーダー
オブザーバー	日本政策金融公庫 弘前支店 支店長

●開催経過

【第1回】 平成20年1月30日開催

- ・弘前市中心市街地活性化協議会設立趣旨について
- ・弘前市中心市街地活性化協議会規約（案）について
- ・平成19年度事業計画について

【第2回】 平成20年2月8日開催

- ・弘前市中心市街地活性化基本計画の説明

【第3回】 平成20年2月19日開催

- ・弘前市中心市街地活性化基本計画に対する意見聴取

【第4回】 平成20年2月27日開催

- ・弘前市中心市街地活性化基本計画に対する意見聴取

【第5回】 平成20年3月4日開催

- ・弘前市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)審議

【第6回】 平成20年3月10日開催

- ・弘前市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)審議

●中心市街地活性化協議会からの意見

弘前市中心市街地活性化協議会では、平成20年2月8日から「弘前市中心市街地活性化基本計画（原案）」に対する意見聴取を実施し、3月10日に意見書を取りまとめました。

そして、3月14日には弘前市長に対して、「基本計画（原案）については、概ね妥当である」旨の意見書が、弘前市中心市街地活性化協議会長から提出されています。

弘前市中心市街地活性化基本計画（原案）に対する意見書

弘前市は、藩政時代を含めて約400年の歴史を有する城下町として、津軽地域を牽引してまいりました。しかし、モータリゼーションの進展による相次ぐ郊外開発をはじめ、少子高齢化による人口減少社会の到来により、本市においても、中心市街地を活性化させることが課題となっております。

弘前市では、中心市街地を活性化することを求められていることから、弘前市中心市街地

活性化基本計画（原案）を策定しました。これまで受け継がれてきた歴史、地域の文化や伝統に加えて社会資本等を基本として、地域における社会的、経済的及び文化的活動拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図り、『まちの顔』を将来の弘前市民へ引き継いでいくために、この基本計画（原案）を推進することが、本協議会の責務であると考えております。

本協議会では、基本計画（原案）に対して意見を提出するため、商業のみならず、観光や交通、または福祉や市民活動団体など、多様な協議会構成員の全てからの意見を聴取すべく、総会を開催して協議を重ねて参りました。

以下の意見については、弘前市中心市街地活性化協議会の総意として、取りまとめたものでありますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

1 中心市街地活性化の基本方針について

基本方針は、中心市街地の現状分析と、これまでの取り組みの再評価から課題を抽出し、①暮らしの豊かさやまちの楽しみが感じられる空間と仕掛けづくり、②商店街の魅力と賑わいの回復、③歴史的・文化的資源を活用した都市観光の推進、④まちなかの情報発信機能の整備推進、⑤街に来やすい交通環境づくり、⑥まちなかを拠点とした市民活動の促進、が挙げられており、歴史と文化を有し、市民活動も盛んな当市の特性を考えれば、概ね妥当であります。

2 中心市街地の位置及び区域について

基本計画（原案）では、平成12年度に策定した旧基本計画における中心市街地の区域に、弘前公園周辺部及び弘前大学医学部附属病院が追加されており、区域が広がっております。

一般的に、活性化区域はコンパクトにしていくべきであるといわれておりますが、新幹線新青森駅開業も控え、観光事業も中心市街地活性化に多大に寄与することは明白でありますし、積極的に取り組むべき課題であると考えます。

また、高度医療機関としての弘前大学医学部附属病院も新しい中心市街地の活性化のための重要な機能であると判断し、基本計画（原案）の中心市街地の位置及び区域は、極めて妥当であると考えます。

3 中心市街地活性化の目標について

歩いて出かけたくなるという視点から、「歩行者・自転車通行量」「中心商店街空き店舗率」を、また、歴史・文化と触れあえるまちなかという観光的視点から「中心市街地観光施設等入場者数」を採用し、基礎数値をもとに目標値を設定したことは妥当であると考えます。

とりわけ、まちなか居住エリアといわれる、中心市街地の隣接区域に住宅密集地が位置する当市の特性は、自転車利用者が非常に多いことから、歩行者のみならず、自転車通行量も目標値として採用したことは評価できます。

4 計画に盛り込まれた事業について

基本計画（原案）に盛り込まれた事業については、目標達成のための適切な事業として妥当であると思われませんが、効果的に成果をあげるため、若しくは、更に実現を可能にするため、次のことを提案します。

（１）土淵川環境整備事業

寺沢川との合流地点までの工区を、中心市街地の区域内に限定し、工区を縮小することにより、事業の早期着工を図ることを提案する。

（２）中心市街地各種イベント開催事業

多様なイベントを実施可能とするため、公共施設の使用にかかわる許認可関係の簡素化をするなど、利用促進を図る施策を加えるよう提案する。

（３）地域公共交通再構築事業

具体的な内容として、中心市街地の東西南北にある住宅密集地と中心市街地を結ぶ、高齢社会に対応できるユニバーサルデザイン仕様の循環バスの運行を提案する。

5 計画に盛り込まれた事業以外について

本協議会として、基本計画（原案）にある事業の他に、中心市街地活性化の目標実現のために必要であると思われる事業等について、今後、積極的に検討していただきたいと考えております。

（１）新幹線新青森駅開業を間近に控えていることから、弘前駅前北地区土地区画整理事業において、商店街区域を優先して整備するよう検討していただきたい。

（２）「健康」という視点から、「歩くこと」を中心市街地活性化の施策として検討していただきたい。

（３）中心市街地の「安心・安全」という視点から、バリアフリー対策や車道及び歩道の無雪化への対応という施策を検討していただきたい。

（４）旧第一大成小学校跡地施設について、NPO 団体等がコミュニケーションをとれる市民活動の拠点施設として位置づけて開放するなど、具体的な施策を検討していただきたい。

（５）商業のみならず、都市型観光の視点からも、中心市街地の繁華街である鍛冶町地区の活性化のためのソフト事業や、街路、歩道の整備事業も検討していただきたい。

（６）中心市街地活性化を加速させるために、地方税の不均一課税の特例措置やまちづくりに関する条例の制定について検討していただきたい。

（７）弘前市内の高等教育機関の教職員住宅を、中心市街地内に誘導する施策を検討していただきたい。

（８）中心市街地活性化を担う人材育成についての支援施策を検討していただきたい。

（９）「リサイクル」や「エコロジー」なども含めて、社会問題への対応という視点に立った内容を検討していただきたい。

6 その他について

上記意見の他に、本協議会として、特段申し述べたい意見は以下のとおりです。

- (1) 本協議会では、当市は「学都弘前」と称される学園都市であり、教育機関の集積が当市にもたらす経済効果等も多大であり、中心市街地活性化の目標実現のためにも、教育機関との連携が不可欠であると考えており、基本計画へその旨記載していただくことを要望する。
- (2) 当市の観光客等の入込数について、もっと実態に即したデータが必要であり、新しい調査手法等の導入が必要ではないかと考えている。

7 総括

本協議会としては、上記のとおり、様々な意見や考えを示しましたが、弘前市中心市街地活性化基本計画（原案）は、基本的な計画として評価しており、一体的に推進していくべき計画であると考えております。

本協議会で、基本計画（原案）に対する意見聴取のための協議を重ねるなかで、本意見書に記載しなかった意見やアイデアも数多く聴取することができました。この意見書に記載した内容、記載しなかった内容を含めて、本協議会としては、今後も協議を重ね、行政と協働して協議会活動を行い、中心市街地活性化の目標実現に向けて努めて参ります。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

地域住民のニーズ等の把握・分析については、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「平成 18 年度実効性確保診断事業」を受け、アドバイザーによる現地調査、市民アンケート調査、グループインタビュー、関係機関のヒアリングを実施しており、中心市街地の活性化へ向けた提言を下記のとおり受けています。

基本計画はこれらの提言を基本方針、事業などに活かしています。

1) 商業の活性化について

① 郊外商業施設にはない中心市街地ならではの雰囲気づくり

街の中にゆったり時間を過ごせる空間を整備することにより、時間消費型の来街行動が可能となります。官と民が協力しながら雰囲気づくりを進める必要がある。

② 中心市街地の個店の魅力アップ

それぞれの店が、品揃え、値段、おもてなし等で差別化を図り、それぞれの店に合った「地域一番店」を目指す取り組みが必要。

③ 歴史的な資源などを活用した恒常的な企画・イベント

「地元」、「市民」の心をしっかりつかみ、市民に愛されるイベントの実施が必要である。

④ 既存の建物を活かして投資を抑えよう

既存の建物を残しながらファサードを整備するなど、できる限り既存の建物を有効活用することにより、お金のかからないまちづくりを行う。

⑤ 駐車場問題

駐車場だけを単独に捉えての対策は効果が薄く、交通体系の整備や共通利用システム、料金設定の見直し等、中心市街地の駐車場のあり方を段階的に検討する。

2) 中土手地区及び下土手地区の活性化

① ドテヒロ～蓬萊広場付近

ゆとりの感じられる空間を創出し、友人と会話を楽しむ「ゆとり」と「ハイセンス」をキーワードに「生活シーンを提案するゾーン」とする。

② 蓬萊広場～ルネサアベニュー付近

迷路のような通りが独自の雰囲気を出しており、若者向けの新しい店舗の出現などにより、まち歩きという意味で非常におもしろい街ができる。

③ 弘前中央食品市場付近

弘前中央食品市場は、店舗の老朽化、経営者の高齢化などが進み一部が空き店舗になっていることから、一般消費者、観光客、業者などターゲットを明確した事業計画による取り組みが必要。

④まちなか情報センター付近

まちなか情報センターを核として、ここに来れば一日「まちで遊ぶ」、「買い物をする」などのプランニングができる場とする。

3) 改正中心市街地活性化法における視点から

商業の活性化及び地区別の活性化の提言のほか、公共交通について、中心市街地来街者の立場から、さらに使いやすい公共交通体系を構築する提案として

①弘前駅や弘前バスターミナルを終点としない循環型のバス路線に変更

②循環バスとの乗り継ぎ機能のアップによる利便性の向上

③トランジットモールによる商業地としての土手町地区の魅力づくり

などが挙げられており、計画に掲載している「地域公共交通再構築事業」により検討していくこととしている。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整

中心市街地には、コミュニティネットワークキャスト、弘前こどもコミュニティ・ぴーぷる、harappa、スポネット弘前などのNPO法人やNPOふれーふれーファミリー、ギャラリーネットワークひろさきなど、多くのNPO団体が拠点を持ち活動しています。また、市内にある弘前大学、弘前学院大学、東北女子大学、弘前福祉短期大学、東北女子短期大学、放送大学青森学習センターの6つの高等教育機関が「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」を設立し、教員・学生の課外活動の交流や市民の生涯学習の拠点となる共同施設を中心市街地に整備し共同事業を行うこととしています。

中心市街地で取り組む各種事業については、中心市街地活性化協議会において、このような様々な団体を巻き込みながら、また、それぞれの事業と連携しながら効果的に進めることとします。

(3) 中心市街地活性化に関するシンポジウム等の開催

■平成19年 1月24日 「改正まちづくり3法説明会」

・内容

講演1 「中心市街地の課題と改正法への対応」

講演2 「日本と英国のまちづくり事例とそのポイント」

・主催

弘前商工会議所、独立行政法人中小企業基盤整備機構

・参加人数

69名 (商工団体：18、商店街：11、民間企業：10、観光団体：4、交通機関：4、行政機関：8、NPO・その他：14)

■平成19年 6月13日 「中心市街地活性化セミナー」

・内容

講演 「長野市におけるまちづくり ―民間主導のまちづくり―」

・主催

弘前商工会議所、独立行政法人中小企業基盤整備機構

・参加人数

37名 (商工団体：7、商店街：7、民間企業：17、観光団体：1、行政機関：2、学生：2、その他：1)

■平成20年 1月25日 「中心市街地活性化フォーラム」

・内容

講演 「歩いて楽しい“アーバンラビリンス”の構築」

パネルディスカッション

「住民と商人と旅人がふれあう『まちなか』の実現に向けて」

・主催

弘前商工会議所、独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部、弘前市

・参加人数

68名 (商工団体：6、商店街：16、民間企業：9、観光団体：2、行政機関：23、学生：4、その他：8)

(4) 計画素案におけるパブリックコメント

平成20年4月1日から4月21日までの期間において、弘前市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメントの募集を行ったところ、4名(9件)のご意見がありました。

今後、これらのご意見を踏まえながら取り組みを推進していくこととします。